

専断、公正証書違言の類多しと聞くと、認知症とあると証明するのは、
真実とは異なる非常に難しいことがわかりました。

認知症の判定数値も三訂定する甚だしい検査を受けたら、入院
してこの病院の全ての医師に、認知症の症状が出たことの証明を頼ん
でも、本人が他界しては自身も認知症の専門医にしてみても理由に断られ、
真実を証明する材料を集めるのは非常に難しいです。

そんな中、先生方は単純に訴えだけして行く。岡田と意思の疎通ができたか
が重要で、それは看護記録に書いてあることが多いです。父が入院していた
この病院でその看護記録を盗み取ったと主張して入りました。

地裁では公証現場で本人の病歴を知らせず、医師の診断書も
取ったという原告の過失などにより違言状の無効が認められました。
私たちの全面勝利を得ることができました。

裁判中、なかなか何年かかかる結果はどうなるかと心が折れそうになる
ことがありましたが、お話をすると先生方の強い信念が感じられ、安心させて頂く
ことができました。

依頼人の立場上、一歩も引いてくださる先生に御礼と申す
心から感謝しています。

二度と今回のような思いはいたしません。おかげで多くの結果を頂きました。心から
お礼申し上げます。